

## 京都市職員共済組合公告第12号

令和5年12月7日付けで京都市職員共済組合組合会互選議員（以下「議員」という。）の湯浅剛が、議員の職を辞したため、京都市職員共済組合定款（以下「定款」という。）第19条の規定により、次のとおり選挙を実施する。

令和5年12月18日

京都市職員共済組合  
理事長 岡田 憲和

### 1 選挙する議員の数 1名

### 2 選挙権及び被選挙権を有する者

令和5年12月18日（月）において現に京都市職員共済組合の組合員である者。

ただし、組合員であった者のうち組合会の議員であった者は、被選挙権を有し、選挙長、投票管理者及び開票管理者は、被選挙権を有しない。

### 3 投票の日時

令和5年12月25日（月）午前9時から午後5時まで。ただし、選挙の当日やむを得ない事情により投票を行うことができない者は、選挙長の指定する日時及び場所において投票することができる。

### 4 開票の日

投票の当日

## 5 選挙長

氏 名	補 職 名
真鍋 隆浩	行財政局人事部人事課長

## 6 立候補について

- (1) 立候補しようとする者は、文書によりその旨を選挙長に届け出ること。この場合、20名以上の組合員の推薦が必要である。
- (2) 立候補の届出期間は、令和5年12月18日（月）から12月20日（水）までの、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 候補者がその資格を失い、若しくは辞退したとき、又は死亡したときは、令和5年12月23日（土）までに補充立候補の届出をすることができる。
- (4) 届出のあった候補者の数が選挙する議員の数を超えないときは、定款第12条第1項の規定により、投票は行わない。

## 7 投票所、開票所及び選挙会の場所

選挙長の指定する場所に設ける。

(行財政局人事部厚生課)